

## 【資料 3】

### 2023年度事業報告書

2023年4月1日～2024年3月31日まで

特定非営利活動法人 消費者機構日本

#### 1. 事業の成果

㈱ワンメッセージに対する被害回復訴訟の上告審において、一審・二審の却下判決が取り消され、東京地方裁判所に差し戻す旨の判決を得ることができました。下級審の判断が消費者裁判手続特例法（以下、特例法）の適用範囲を著しく狭め、その立法の意義を大きく減殺するものであったところ、今回の最高裁判決は特例法の立法趣旨に適う判断であり、また、判決文全体としても消費者法制に対する正しい理解と良識が感じられ、今後の消費者団体訴訟制度の運用に良い影響を与えるものと評価できます。

㈱エーチーム・アカデミーに対する差止請求訴訟においても、相手方による上告受理申立てを不受理とする最高裁判所の決定が示されました。これにより入学時諸費用の権利金的性格を否定し中途解約時の返還を要するとした控訴審判決が確定することとなり、今後の同種消費者紛争に良い影響を与えるものと期待できます。

山梨県に対する差止請求訴訟は、「医師キャリア形成プログラム」を離脱する際に課される高額な違約金を消費者契約法違反として訴えた裁判ですが、より広く地域医療をめぐる社会的課題と人権について問いかけるものと言えます。この裁判を一つのきっかけとして、地域医療・医師偏在への対応は、高額な違約金で個人の将来の選択権を縛ることによるのではなく、医師の労働環境の整備など別の方策が検討されるべきであるといった社会的な議論が喚起されることを期待しています。

2023年度は消費者庁の消費生活相談機能強化促進等補助金を活用し、これまで経験の薄かった不当勧誘について事案毎にチームを組んで進めました。また、不当な勧誘行為に速やかに対応していくためには、端緒段階から手がかりとなる情報を得る必要があることから、同補助事業の中でホームページの情報受付フォーム等の改善を図りました。

運営面では、弁護士報酬決定の透明性と納得性の確保という観点から、理事会の下に新たに報酬審査委員会を設置しました。

財政面では、2022年度末日に順天堂大学からの賠償金が振り込まれたため、前期決算では一時的に正味財産が大幅に増加しましたが、今期はその後の費用の支払い等を行った結果、正味財産は前期よりも減少しました。

#### 2. 事業の実施に関する事項

特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数 (人)	受益対象者の範囲及び 人数	事業費 の金額					
(1) 不当な約款等の是正事業	検討事案選定会議 消費者等から寄せられた情報について検討し、次の点を協議した。 ・検討チーム等の議題とすべきか否か ・情報提供者への助言内容	4/12	千代田区主婦会館プラザエフ及びウェブ参加	10	その成果は、不特定多数の消費者に及ぶ	1,241 千円					
		5/17		9							
		6/14		10							
		7/12		10							
		8/23		9							
		9/20		10							
		10/18		11							
		11/15		9							
		12/13		10							
		1/24		9							
		2/21		9							
		常設検討チーム 不当な約款、勧誘行為、及び広告その他表示等について、当該事業者への是正申し入れ		第1検討チーム			4/26	千代田区主婦会館プラザエフ及びウェブ参加	14	その成果は、不特定多数の消費者に及ぶ	
							6/8		14		
							7/31		9		
8/22	9										

	書、当該事業者からの回答評価と対応、及び公表内容等を検討した。	9/12 10/19 11/20 12/20 3/11		10 9 9 8 10		
	第2検討チーム	4/20 5/23 6/16 7/26 9/4 10/11 12/11 2/6 3/7		15 15 13 11 11 11 11 10 11		
	第3検討チーム	7/24 9/7 10/16 11/29 12/18 2/13 3/12		10 10 10 10 10 11 11		
分野別検討チーム 相手方事業者の業種毎にチームを設置し、不当な約款、勧誘行為、及び広告その他表示等について、当該事業者への是正申し入れ書、当該事業者からの回答評価と対応、及び公表内容等を検討した。	建築請負検討チーム	4/27 5/25 11/2 11/30 1/23 2/13 3/18	千代田区主婦会館プラザエフ及びウェブ参加	6 6 5 5 5 5 5	その成果は、不特定多数の消費者に及ぶ	
	不動産賃貸借検討チーム	10/26 12/18 1/31 2/19 3/11		6 5 6 6 6		
差止請求委員会	検討チームの提案を検証し、理事会議案として確定した。また、自らも理事会議案となる提案を行った。	5/10 6/20 8/30 9/25 11/1 11/28 1/5 2/28 3/26	千代田区主婦会館プラザエフ及びウェブ参加	11 8 9 11 9 9 12 12 13	その成果は、不特定多数の消費者に及ぶ	

(2) 差止請求 関係業務	検討事案選定会議 消費者等から寄せられた情報について検討し、次の点を協議した。 ・検討チーム等の議題とすべきか否か ・情報提供者への助言内容	4/12 5/17 6/14 7/12 8/23 9/20 10/18 11/15 12/13 1/24 2/21	千代田区主婦 会館プラザエ フ及びウェブ 参加	10 9 10 10 9 10 11 9 10 9 9	その成果は、不特定多数の消費者に及ぶ	6,903 千円
	常設検討チーム 不当な約款、勧誘行為、及び広告その他表示等について、当該事業者への是正申し入れ書、当該事業者からの回答評価と対応、及び公表内容等を検討した。	第1 検討チーム 4/26 6/8 7/31 8/22 9/12 10/19 11/20 12/20 3/11	千代田区主婦 会館プラザエ フ及びウェブ 参加	14 14 9 9 10 9 9 8 10	その成果は、不特定多数の消費者に及ぶ	
		第2 検討チーム 4/20 5/23 6/16 7/26 9/4 10/11 12/11 2/6 3/7		15 15 13 11 11 11 11 10 11		
		第3 検討チーム 7/24 9/7 10/16 11/29 12/18 2/13 3/12		10 10 10 10 10 11 11		
分野別検討チーム 相手方事業者の業種毎にチームを設置し、不当な約款、勧誘行為、及び広告その他表示等について、当該事業者への是正申し入れ書、当該事業者からの回答評価と対応、及び公表	建築請負検討チーム 4/27 5/25 11/2 11/30 1/23 2/13 3/18	千代田区主婦 会館プラザエ フ及びウェブ 参加	6 6 5 5 5 5 5	その成果は、不特定多数の消費者に及ぶ		

	内容等を検討した。				
		不動産賃貸 借検討チー ム 10/26 12/18 1/31 2/19 3/11		6 5 6 6 6	
	差止請求委員会 検討チームの提案を検 証し、理事会議案とし て確定した。また、自 らも理事会議案となる 提案を行った。	5/10 6/20 8/30 9/25 11/1 11/28 1/5 2/28 3/26	千代田区主婦 会館プラザエ フ及びウェブ 参加	11 8 9 11 9 9 12 12 13	その成果 は、不特定 多数の消費 者に及ぶ
	勧誘案件チーム	勧誘 G チー ム会議 8/21 11/28 12/25	千代田区主婦 会館プラザエ フ及びウェブ 参加	4 4 4	その成果 は、不特定 多数の消費 者に及ぶ
		勧誘 L チー ム会議 8/27 10/17 10/31 12/26 2/22 3/15		4 4 4 4 5 5	
		勧誘 S チー ム会議 9/20		5	
		勧誘 O チー ム会議 12/25		4	
		優良誤認 S チーム会議 12/19 1/10 1/31 2/20 3/4 3/8 3/11		4 4 4 4 3 4 4	

		情報機能強化検討会議 7/13 7/23 7/25 9/13 9/25 11/22 1/16		2 2 3 4 4 4 3		
	委任前弁護士準備会議 差止訴訟提起前の弁護士会議	山梨県弁護士準備会議 8/10 8/31 9/25 10/24	千代田区主婦会館プラザエフ及びウェブ参加	5 5 5 5	その成果は、不特定多数の消費者に及ぶ	
	委任後弁護士会議 差止訴訟提起後の弁護士会議	エーチーム弁護士会議 4/10 5/13 5/30 6/14 IBJ 弁護士会議 9/19	千代田区主婦会館プラザエフ及びウェブ参加	5 5 5 5 4	その成果は、不特定多数の消費者に及ぶ	
(3) 被害回復 関係業務	検討事案選定会議 消費者等から寄せられた情報について検討し、次の点を協議した。 ・検討チーム等の議題とすべきか否か ・情報提供者への助言内容	4/12 5/17 6/14 7/12 8/23 9/20 10/18 11/15 12/13 1/24 2/21	千代田区主婦会館プラザエフ及びウェブ参加	10 9 10 10 9 10 11 9 10 9 9	その成果は、不特定多数の消費者に及ぶ	15,570 千円
	常設検討チーム 情報提供を受けた事案を分析し、被害回復制度で対応できるか否かを検討した。	第1検討チーム 4/26 6/8 7/31 8/22 9/12 10/19 11/20 12/20 3/11 第2検討チーム 4/20 5/23 6/16 7/26	千代田区主婦会館プラザエフ及びウェブ参加	14 14 9 9 10 9 9 8 10 15 15 13 11	その成果は、不特定多数の消費者に及ぶ	

		9/4 10/11 12/11 2/6 3/7		11 11 11 10 11	
		第3検討チーム 7/24 9/7 10/16 11/29 12/18 2/13 3/12		10 10 10 10 10 11 11	
	被害回復委員会 検討チームの提案を検証し、理事会議案として確定した。また、自らも情報提供を受けた事案を分析し、被害回復制度で対応できる事案かどうかを検討した。	5/8 6/26 8/29 9/27 10/25 11/27 1/9 2/19 3/22	千代田区主婦会館プラザエフ及びウェブ参加	17 13 12 14 14 16 15 16 16	その成果は、不特定多数の消費者に及ぶ
	委任前弁護士準備会議 被害回復訴訟提起前の弁護士会議	ジェクサ弁護士準備会議 4/19 4/21 5/23 6/21 6/29	千代田区主婦会館プラザエフ及びウェブ参加	3 2 5 5 5	その成果は、不特定多数の消費者に及ぶ
		(約款変更による電気料金値上げ事案) 弁護士準備会議 9/21 10/16 11/13 12/20 1/19 2/5 2/27 2/29 3/13 3/28		4 4 5 5 5 5 6 5 5 5	
		(債務整理セミナー案件) 弁護士準備会議 9/19 10/13		4 4	

		11/20 12/4		4 4		
	委任後弁護士会議 被害回復訴訟提起後の 弁護士会議	ワンメッセ ージ訴訟弁 護団会議 12/25 1/9 1/15 1/29 2/28	千代田区主婦 会館プラザエ フ及びウェブ 参加	5 5 5 5 5	その成果 は、不特定 多数の消費 者に及ぶ	
		ジェクサ弁 護団会議 7/13 3/22				4 4

(4) 消費者被害の調査・研究事業	COJ 全体会議	2/15	千代田区主婦 会館プラザエ フ及びウェブ 参加	29	役職員及び 理事・個人 正会員	863 千円
	消費者被害実態調査業務 当機構で受けた情報 提供について、法的分 析を加え消費者庁に報 告する。	8/8～1/16	千代田区当法 人事務所等	22	その成果 は、不特定 多数の消費 者に及ぶ	

(5) 被害者への支援事業	情報提供者への助言等にとどまり、特段の事業活動を実施していない。	—	—	—	—	0 千円
---------------	----------------------------------	---	---	---	---	---------

(6) 消費者に対する啓発事業	公開シンポジウム	6/13	千代田区主婦 会館プラザエ フ及びウェブ 参加	8	一般消費者 ならびに当 法人会員 で、参加者 数は31人	501 千円
	ホームページの設置と運営	月4回程度の更新	千代田区当法 人事務所等	5	不特定多数 の消費者及 び当法人会 員	

(7) 事業者に対する啓発事業	特段の事業活動を実施していない。	—	—	—	—	0 千円
-----------------	------------------	---	---	---	---	---------

(8) 政策提言事業	特段の事業活動を実施していない。	—	—	—	—	0 千円
------------	------------------	---	---	---	---	---------

(9) その他事業	特段の事業活動を実施していない。	—	—	—	—	0 千円
-----------	------------------	---	---	---	---	---------